

第 1 7 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 4 年 1 0 月 2 7 日 (木)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年10月27日(木) 午後1時30分から 1時54分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(13人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(2人)

2番	吉	田		優
8番	小	島	敏	人

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
第4	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
第5	議案第3号 農地法第4条の規定による許可について
第6	議案第4号 土地現況証明願について
第7	議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹	羽		優
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第17回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦労様でございます。

まだまだ忙しい最後の追い込みや、後片付けもいろいろございます中で、本日参集していただきましたことを厚く御礼もうしあげます。

会長

また私事でございますが、先日の総会を欠席させていただき、皆様方に変な迷惑をおかけしました。お詫び申しあげたいと思います。

会長

先日札幌におきまして、常設審議委員会が開催されました。

そちらに出席させていただきまして、そのなかで国内外の情勢ということで若干話がありました。

今、飼料や燃油等の値上がりの関係に対して、当分の間は価格が下がる見込みはない中、大変農家の方は苦労なさるわけでございます。

そういったなかでロシアとウクライナの紛争が収まらない、中国やアメリカの動き、台湾の情勢など様々な問題により世界情勢が安定していない状態です。

そのなかで日本に輸入してくる最短の航路が利用できなくなり、ぐるっと別の航路を利用せざるを得ない状況になれば、おそらく今まで以上に経費が掛かるということで油代が余計に下がらないのではないかと思います。

今後の世界情勢によってはこれ以上に大変なことになってくるのではないかと思います。国内の情勢というものも頭に入れながら、今後の対応は国として考えていかなければならないということで、来年になりますと大変な感じになるのではないかと思います。懸念されております。

会長

そういったなかで、11月30日と12月1日にかけて、全国の農業委員会の会長大会があり、コロナ禍ではありますが是非会長さんには出席していただきたいということで檜山地方連の代表として、私も先ほど参加する手配をいたしました。11月30日と12月1日にかけて上京いたしたいと思っております。

会長

また国内におかれましても水活の問題が先日の新聞で取りあげられ、5年間の水張りの中で1ヶ月でも水張りをすれば大丈夫という話が今出ております。

その1ヶ月の水張りで大丈夫というのはどういうことかということ、北海道においては1ヶ月の水張りもはっきり言ってできません。

なぜできないかというと、本州辺りでは水張りに使う水は用水から入れなければ駄目だと。

会長	北海道の場合は法律で、農業用水は5月～8月いっぱい終わり、それ以上流さないという法律になっており、農閑期に水を入れるというのは北海道としてはまず不可能です。 では狙いは何かというと、年間を通して水張りをしなさという事です。それで初めて水田と見なすということです。
会長	また年内にいろいろなかたちで政策を出してくるということで、第1弾として畑地化にする一時金10万5千円、畑地化した後の5年間1万5千円ずつを出す、それを一括で受け取ることもできるというようなニュアンスが新聞に載っておりました。 これから政策に関する問題点が出てくると思います。出てきてしまっからはなかなか難しいところもございますので、来月の末から12月の頭にかけて上京し、全国の会長さん共々農水省に対して、いろいろな意見、要望等を伝えてきたいなと思ってございます。
会長	話が長くなりましたが、本日は議案が第5号までございます。 慎重審議で進めてまいりますので、皆様方よろしく願いいたしたいと思っております。簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきたいと思っております。
事務局長	ありがとうございました。 本日、2番吉田委員、8番小島委員より欠席の届けでがございました。只今の出席委員は13名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。 【日程第1 会議録署名委員の指名について】
議長	「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、4番玉木委員、5番竹内委員を指名いたします。この指名は、第17回総会開会中といたします。 【日程第2 会期の決定について】
議長	「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について】

議長 「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 4 年 10 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。

番号 28 番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²の内 [REDACTED] m²、契約内容は売買、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円、理由につきましては、農地を譲り受け営農に励みたいためでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長 「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 2 ページをご覧ください。

事務局 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 4 年 10 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 3 ページをご覧ください。
番号 122 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 3 筆 [REDACTED] m²、畑が 6 筆 [REDACTED] m² の計 9 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と普通畑、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 10 月 27 日、対価の支払期限が 2022 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が [REDACTED] 円と [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円と [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。
各筆の単価につきましては備考欄に記載してございます。

事務局 以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可について】

議長 「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可について。

農地法第４条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。令和４年１０月２７日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 4 ページをご覧ください。

番号 1 番。申請者につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] さん
でございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]
[REDACTED]、現況地目が畑、面積が [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、
スギの植樹、本数につきましては 700 本でございます。

こちらにつきましては、令和４年８月２９日開催の第１５回総会においてご審議いただき、令和４年９月２２日付けで、北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたことから、許可してよろしいものと考えます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 4 ページをご覧ください。

議案第 4 号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和4年10月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 10 ページをご覧ください。

番号 16 番。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧

事務局

地以外、利用状況につきましては[]と[]が宅地、[]が原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に[]、[]さんでございます。

2022年10月20日に[]会長、[]代理、[]委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、11ページ、12ページの図3、図4のとおりでございます。

事務局

番号17番。所在につきましては[]、面積が[]㎡、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に[]、[]さんでございます。

2022年10月20日に[]会長、[]代理、[]委員、[]委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、13ページ、14ページの図5、図6のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。それではお手元にお配りしてごさます追加議案の1ページをご覧ください。

事務局

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和4年

事務局

10月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料の1ページをご覧ください。

番号123番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計4筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は採草畑、こちらは農地保有合理化事業を利用した賃貸でございまして、期間につきましては、2022年10月27日から2027年8月28日までの5年間、賃貸価格が 円でございます。

事務局

番号124番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計6筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらは農地保有合理化事業を利用した賃貸でございまして、期間につきましては、2022年10月27日から2027年8月28日までの5年間、賃貸価格が 円でございます。

事務局

番号125番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計4筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらは農地保有合理化事業を利用した賃貸でございまして、期間につきましては、2022年10月27日から2027年8月28日までの5年間、賃貸価格が 円でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 17 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 11 月 24 日

会議録署名委員

4 番

木 久志

5 番

竹内 厚子

議長

長

原 田 嘉博